

認可地縁団体の手引き

— 町内会、自治会等の法人格取得と認可後の運営について —

令和6年1月

妙高市 地域共生課



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

妙高市は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。
Myoko City supports sustainable development goals.

目次

1 制度の概要

- (1) はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) 地縁による団体とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- (3) 認可の要件・・ 2
- (4) 認可地縁団体になることのメリットと義務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

2 認可申請の手続き

- (1) 認可を受ける前にしておくこと・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- (2) 認可申請の流れ・・ 5
- (3) 認可申請に必要な書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6、7

3 設立後にまず行う手続き

- (1) 認可地縁団体の印鑑登録・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- (2) 印鑑登録証明書の交付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- (3) 告示事項証明書（団体証明）の交付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- (4) 不動産の登記・・ 10
- (5) 税関係の手続き・・ 10

4 認可後の運営

- (1) 認可地縁団体の性質を理解しましょう・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11・12
- (2) 認可地縁団体にかかる税金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

5 各種変更に伴う手続き

- (1) 告示事項の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- (2) 規約の変更手続き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- (3) 印鑑登録の廃止と変更の手続き・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

6 所有する不動産にかかる登記の特例制度

- (1) 特例制度とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- (2) 手続きについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17～21

7 認可の取消、法人の解散

- (1) 認可の取消・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- (2) 認可地縁団体の解散・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22～24

8 合併・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25

9 Q & A・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26～29

巻末資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30～72



1 制度の概要

(1) はじめに

令和6年1月現在、妙高市には184の自治会・町内会があり、そのうち37団体が、認可地縁団体となっています。

町内会等では、集会所などの不動産を所有している場合がありますが、かつては町内会等の団体名義で登記することができず、個人名義や住民の共有名義で登記していたため、名義人の転居や死亡などにより町内会等の構成員でなくなった際に、名義の変更や相続などが煩雑になってしまう事例が生じていました。

こうした問題に対処するため、平成3年に地方自治法の一部が改正され、町内会等が法人格を取得することで、「地域的な共同活動を行うための不動産または不動産に関する権利(※)」を保有できるようになりました。

また、平成27年4月には、認可地縁団体が実質的に一定期間所有及び占有していた不動産で、登記名義人やその相続人のすべて(または一部)の所在が知れない場合、特例制度の手続きにより、認可地縁団体名義で所有権の移転登記ができるようになりました。

さらに、令和3年11月には、不動産の保有又は、保有の予定の有無に関わらず、地域的な共同活動を円滑に行うために、法人格を取得することが可能となりました。

この度、令和4年度の第12次地方分権一括法による地方自治法の一部改正による書面又は電磁的方法による決議の規定の創設、解散に伴って行う債権者に対する債権の申出の催告に関する公告回数の見直し、認可地縁団体同士の合併の規定の創設が行われたため、改訂いたしました。

この手引きでは、法人格を取得して「認可地縁団体」となり、運営していくうえで必要な手続きなどを紹介します。

「地域的な共同活動のための不動産または不動産に関する権利」は、具体的には次のとおりです。

- ①不動産登記法第3条各号に掲げる登記することができる権利(土地、建物の所有権、地上権、永小作権、地役権、先取特権、質権、抵当権、貸借権、採石権)
- ②立木の所有権、抵当権
- ③登録を要する金融資産(国債、地方債、社債)
- ④地域的な共同活動に資する資産で登録を要する資産(例えば、地縁による団体が地域社会の維持形成のため、当該区域において実施する除雪のための車両、福祉の用に供する車両またはパトロールの用に供する車両や船舶等)

(2) 地縁による団体とは

地縁による団体（＝自治会、町内会などの団体）は任意の団体であり、「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」（法第260条の2第1項）と定義されています。

市の認可・告示を受け、法人格を得た地縁による団体を「認可地縁団体」といいます。認可地縁団体には性別や年齢、国籍などの条件がなく、区域に住所を有する人は誰でも会員になることができます。

ただし、以下のようなケースは申請することはできません。

申請できない例	申請対象外となる理由
スポーツ、文化活動、市民活動、ボランティア活動団体など	特定の目的だけを行う団体であり、地縁による団体ではないため
青年会、婦人会、老人会、商店街、営農組織など	住所以外に性別や年齢、職業などが加入の要件となる団体で、地縁による団体ではないため
マンションの管理組合など	区分所有者であることが加入の要件であり、貸借人が加入できないなど、住民全員が加入することができないため

(3) 認可の要件

認可を受けるには、下記の4つの要件を満たす必要があります。

認可後にこれらの要件を満たさなくなった場合は、認可取り消しとなるのでご注意ください。

項目	要件	補足説明
目的	一般的な自治会の活動として、住民相互の連絡、環境の整備、防災・防犯、集会施設の維持管理など、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、 実際に行っていること 。	地域的な活動とは、清掃・美化活動、防災・防犯活動、集会所の管理運営や親睦旅行などの、一般的な活動のことです。特定の分野を目的とした活動は該当しません。
区域	自治会の区域が客観的に明らかで、この区域で相当の期間にわたって存続していること。	河川・道路等で区域が画されているなど、容易に区域・範囲がわかる状態であるという意味です。他の自治会と区域が重なったり、境界が不明瞭であってははいけません。
構成員	区域内の全住民に構成員となる資格があり、実際に相当数の住民が加入していること。	妙高市では「相当数」を「 その区域の全住民の概ね8割以上 」としています。世帯を単位とすることは認められず、また区域に住所があること以外に、年齢・性別・国籍等の条件を付けてはいけません。
規約	法に定める事項をすべて含む規約を定めていること。	7ページ及び巻末②を参照。

(4) 認可地縁団体になることのメリットと義務

【メリット】

- 明確な「法人組織」となることで、活動や組織に対する信頼性、信用性が向上します。
- 規約に定める目的の範囲内で権利能力を持ちます。法人名で様々な契約行為や取引、財産の取得、管理、登記などが行えるようになります。
- 自治会等の名義で不動産の登記ができる**ようになります。
- 実質的に自治会が占有している不動産であって、登記名義人や相続人の一部の所在が知れない場合は、市役所に申請して一定期間公示することで、認可地縁団体名義で所有権の移転ができる特例制度が活用できます（17ページに掲載。詳しくは、地域共生課へお問い合わせください）

認可の有無にかかわらず、地縁による団体の原則は「住民の自発的意思に基づく任意団体」ですが、認可を受け法人格を取得することで、より明確な法的位置づけが発生します。登記や契約をはじめとする法律行為の主体となれる「権利能力」を有するとともに、下記のような「義務」が発生することを、団体の構成員全員が正しく理解しておく必要があります。

【義務】

地方自治法の規定による運営の義務	<ul style="list-style-type: none">●認可を受けて、市役所の監督下に置かれることはありません。従来同様に、住民相互の自主的な活動が必要です。●正当な理由なく、住民の加入を拒むことはできません。また、構成員に対する不当な差別をしてはいけません。●特定の政党のために政治的な活動をすることはできません。●毎年度終了時に財産目録を作成し、事務所への備え置きが義務付けられます。●構成員名簿を備え置きし、変更の都度更新が義務付けられます。●年に1回の通常総会の開催が義務付けられます。...など
納税の義務	法人として納税の義務を負います。(減免となる場合あり)
各種手続きの義務	<ul style="list-style-type: none">●告示事項(代表者や事務所など)に変更があった場合は、市へ届け出なければなりません。●規約の変更は市町村長の許可を受けなければ効力を発揮しません。...など

2 認可申請の手続き

(1) 認可を受ける前にしておくこと

手続きをスムーズにするため、まずは下記の準備をしておくことをお勧めします。

- ・地縁団体の法人化を申請することについて、事前に自治会内で意思確認を行う。
- ・自治会の名義で登記をしようとしている集会施設や土地について、その所有者を確認し、現在登記簿上の所有者となっている方から、自治会への所有権の移転について承諾をしていただく。
なお、登記事項証明書は法務局で取得できます。
- ・不動産登記に係る経費（登録免許税、登記手数料等）など必要となる費用について確認する。

認可地縁団体が一定期間所有（占有）していた不動産で、登記名義人やその相続人のすべてまたは一部の所在が知れない場合、一定の手続きを経ることで認可地縁団体への所有権移転の登記をできるようにする特例制度があります。
→詳しくは、17ページの「所有する不動産にかかる登記の特例制度」をご覧ください。



(2) 許可申請の流れ

必要書類など、詳細については、事前に地域共生課へご相談ください。

流れ	内容
事前相談	認可地縁団体の申請意向が固まったら、地域共生課へ事前相談
↓	
事前準備	所有予定不動産がある場合は所有者を把握し、登記関係者から変更の同意を得ておく
↓	
住民説明	<p>住民に対し事前説明（総会等を開催）</p> <p>①認可地縁団体申請についての説明</p> <p>②入会申込書についての説明</p> <p>※申請の際に、区域内住民（子どもから高齢者まで）の会員名簿が必要になるため、入会申込書への署名のお願いをする。</p> <p>※住民の方にきちんと理解してもらうことが大切なので、総会等に欠席した方にも、十分に周知してください。</p>
↓	
規約作成 (市へ相談)	<p>7ページ及び巻末②を参照。</p> <p>内容については、地域共生課へご相談ください。</p>
↓	
設立総会	<p>住民に対し、認可地縁団体の設立総会を開催</p> <p>※この総会では、申請時現在の団体の規定に基づいた総会の招集方法となります。役員会や班長会等の会議での議決は無効です。また、議事録の作成が必要です。</p> <p>下記の4点の申請内容の承認が必要となります。</p> <p>(1) 認可申請をすることについて</p> <p>(2) 規約の確定</p> <p>(3) 構成員の確定</p> <p>(4) 代表者の決定</p> <p>※1市へ提出の必要はありませんが、財産目録（巻末⑩参照）は、規約(例)（資産の構成）第29条第1項第1号により、地縁団体設立時及び毎年度総会で報告する必要があります。</p> <p>※2認可申請時には、保有する（予定）資産がある場合は、保有資産目録（巻末⑪参照）、保有予定資産目録（巻末⑫参照）作成しておいてください。</p>
↓	
市へ書類提出	申請書類の作成・提出（必要な書類は6ページをご覧ください）
	市による審査、告示
認可	市から認可通知が代表者宛てに送付されます。

(3) 認可申請に必要な書類

書類や内容の不備がある場合は認可できませんので、わからないことなどはそのままにせず、地域共生課へご相談ください。

提出書類一式

申請書類		留意事項
1	認可申請書	申請人は代表者になります（巻末①参照）。
2	規約	認可要件を満たす内容のもの（巻末②参照）
3	認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類	以下の事項が記載された総会議事録の写しで、議長及び議事録署名人の署名又は記名押印が必要です（巻末④参照）。 （1）認可申請をすることの承認 （2）規約の確定 （3）構成員の確定 （4）代表者の決定（申請書に記載の代表者が選出されていること）
4	構成員の名簿	構成員（会員）全員の氏名・住所を記載したもの（巻末⑨参照）。 世帯単位ではなく、個人名での名簿になります。会員である場合は、年齢にかかわらず子どもも記載する必要があります。 区域内の全住民のうちその相当数（妙高市では概ね8割以上）が構成員（会員）になっていることが必要です。 ※名簿の日付は申請日もしくはそれ以前の日付となります。
5	区域図	自治会の区域が明確にわかる地図であれば、指定はありません。 ※大字等で明確に区域が設定されている場合は省略できます。
6	地域的な共同活動を行っていることを証する書類	活動実績の報告書。事業報告書や決算書、当年度の事業計画や予算書など、具体的な活動（広く地域的な共同活動）の内容が分かる程度の記載が必要です。
7	申請者が代表者であることを証する書類	申請者が代表者になることを受託した承諾書の写しで、申請者の署名又は記名押印のあるもの（巻末⑤参照）。
8	代理人の有無の届出	代理人の有無（代理人がある場合には、その氏名及び住所）を記載した書類（巻末⑥参照）。
9	代表者の職務執行停止の有無及び職務代行者選任の有無の届出	裁判所による代表者の職務執行停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代表者が選任されている場合は、その氏名及び住所）を記載した書類（巻末⑦参照）。

規約の必須項目

規約は、地方自治法に定める以下の事項がすべて含まれた規約であることが必要です。

必須項目		内容
1	目的	<ul style="list-style-type: none"> ・良好な地域社会の維持・形成のための地域的な共同活動を目的に定めていること（現にその活動を行っているとは認められること）。 ・権利能力の範囲を明確にする程度に活動範囲をできる限り具体的に定めてください。（ただし、政治目的、営利目的を含むものについては認められません）
2	名称	<ul style="list-style-type: none"> ・名称団体の正式名称を記載。団体の名称について特に制限はありません。 例：「〇〇町内会」「××自治会」等
3	区域	<ul style="list-style-type: none"> ・町、字、地番や住居表示により表示されることが望ましいです。河川や道路等による記載（例：〇〇町大字■のうち××川の北の区域）も可能で、図ではなく表記による指定となります。 ・飛び地がある場合は、地域としてのまとまりがあり、歴史的な実態としてあるのであれば認可の対象となります。 ・区域は安定的に存在しているその現状によることとしており、認可にあたり新たな区域を設定したり、区域が不安定な状態にあることは望ましくありません。
4	主たる事務所の所在地	<ul style="list-style-type: none"> ・団体事務所の所在地を記載。地番による記載のほか、「代表者の自宅に置く」や「〇〇集会所に置く」といった表記が可能。
5	構成員の資格に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・区域内に居住するすべての個人が加入可能で、その他の加入条件を設けていないこと。
6	代表者に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・代表者1名の設置とその職務を定めていること。 ・代表者名称は「会長」などの表記が可能。
7	会議に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・開催方法を定め、少なくとも年1回、通常総会を開くこと。
8	資本に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・団体が保有する（予定）資産の構成と管理方法を定めていること。

3 認可後にまず行う手続き

(1) 認可地縁団体の印鑑登録

印鑑登録の手続きは、市役所市民税務課及び両支所で行っております。

印鑑登録の手続きができるのは、地縁団体の代表者等（※）となります。

※裁判所により選任された職務代理人、地方自治法第260条の9、10、24、25で選任された方を含む

認可地縁団体の印鑑登録証明書はこんな時に必要になります。

例①・・・不動産の登記手続き(変更登記、表示登記、保存登記など)

例②・・・認可地縁団体で自動車や不動産を新たに取得するときなど

手続きに必要なもの		説明
1	認可地縁団体印鑑登録申請書	巻末⑬参照。
2	認可地縁団体の印鑑(自治会の印鑑。会長印でも可)	※以下の印鑑は登録できません。 ・ゴム印その他の変形しやすいもの ・印影の大きさが8mm四方より小さいもの ・印影の大きさが30mm四方より大きいもの ・印影が鮮明に写らないもの ・その他適当でないもの
3	認可地縁団体の代表者個人の登録印鑑	市に印鑑登録してあるもの
4	代表者本人が確認できる身分証明書	運転免許証など写真付きの公的証明書

(2) 印鑑登録証明書の交付

印鑑登録証明書の手続きは、市役所市民税務課及び両支所で行っております。

証明書の申請は代表者本人等（※）による申請が必要です。手数料は一通につき350円です。

※裁判所により選任された職務代理人、地方自治法第260条の9、10、24、25で選任された方を含む

手続きに必要なもの		説明
1	認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書	巻末⑮参照。
2	登録してある認可地縁団体の印鑑	8ページで登録したもの。
3	交付手数料350円／1通につき	
4	代表者本人が確認できる身分証明書	運転免許証など写真付きの公的証明書

(3) 告示事項証明書(団体証明)の交付

告示事項証明書(団体証明)の手続きは、地域共生課で行っております。

認可地縁団体は、市長の告示に基づいて認可された法人であることを証する証明書(地縁団体台帳の写し)の交付を受けることができます。どなたでも申請できます。

認可地縁団体の告示事項証明書(団体証明)は、不動産の登記や銀行口座の開設などで必要になる場合があります。

どなたでも請求いただけますが、申請書に事務所の所在地の記入欄があるため、事前に事務所の所在地をご確認ください。

手続きに必要なもの		説明
1	認可地縁団体告示事項証明書交付申請書	巻末⑯参照。
2	交付手数料350円／1通につき	発行手続きに時間を要しますので、できるだけ事前に、お電話で団体名と発行部数をお知らせください。

(4) 不動産の登記

不動産を新しく登記する場合や名義を変更する場合には、法務局での手続きが必要です。登記に関しては、法務局へお問い合わせください。

【申請に必要なもの】

●告示事項証明書（団体証明）

地域共生課で発行します。詳しくは9ページをご覧ください

【登記事項に変更があった場合】

具体的には、以下の2つを指します。

●登記した保有不動産の増減

●登記名義人の変更（町内会等の名称及び主たる事務所の変更）

（※代表者の変更やその他の事項は登記事項ではありません）

新潟地方法務局上越支局（上越市木田2丁目15番7号☎025-525-4133）

(5) 税関係の手続き

認可を受けた地縁団体は、税関係の下記の手続きを速やかに行う必要があります。手続きは、収益事業を行う場合と行わない場合によって、異なります。

手続きの詳細や必要なもの等については、それぞれ下記までお問い合わせください。

※税関係の詳細は、14ページも併せてご覧ください。

手続き先・問い合わせ先	必要な手続き	
	収益事業を行わない	収益事業を行う
高田税務署 ☎025-523-4171	原則不要（収益事業を行わなくとも、消費税や源泉所得税について手続きが必要な場合があります）	法人設立の届出等 収益事業開始の届出 消費税または源泉所得税関係の届出（必要に応じて）
妙高市市民税務課 課税グループ ☎74-0011	法人市民税の減免対象となります。認可された年の翌春にお知らせが届きますので、手続きをしてください。	法人市民税の確定申告と納付が必要です。期限までに手続きをしてください。
上越地域振興局県税部 課税課（事業税担当） ☎025-526-9306	法人県民税の減免対象となります。認可された年の翌春にお知らせが届きますので、手続きをしてください。	法人県民税・事業税の申告と納付が必要です。期限までに手続きをしてください。

4 認可後の運営

(1) 認可地縁団体の性質を理解しましょう

認可を受け、法人格を取得することで、より明確な法的位置づけが発生します。規約に基づいた運営を行うとともに、以下の事項に注意してください。

①団体の独立性（法第260条の2第6項）

認可により行政機関の一部となることや、市の監督下に置かれることはありません。認可の有無にかかわらず、「住民の自発的意思に基づく団体」です。

②構成員について（法第260条の2第7項～8項）

- ・ 正当な理由なく、住民の加入を拒むことはできません。また、構成員に対する不当な差別扱いも禁止されています。
- ・ 構成員は世帯でとらえることはできず、区域に住所を有する個人であり、国籍、年齢、性別等の条件は付せないこととされています。

③政治的中立（法第260条の2第9項）

認可地縁団体を特定政党のために利用することは禁止されています。

④常備すべき書類

- ・ 財産目録の作成と据え置き義務（法第260条の4第1項）
認可申請時と年度終了後に財産目録を作成し、常に事務所に据え置いてください。
- ・ 構成員名簿の作成と据え置き（法第260条の4第2項）
構成員名簿を据え置き、構成員の変更（入会・退会）があるごとに更新しなければなりません。

⑤総会の開催と決議（法第260条の13～19）

- ・ 年1回以上の通常総会と、一定数の構成員から請求があった場合には、臨時総会を開催しなければなりません。
- ・ 総会の開催の遅くとも5日前（又は規約で定める日数）までに、会議の目的を示して周知しなければなりません。
- ・ 団体の事務は、規約で別途定めているものを除き、すべて総会の決議が必要です。
- ・ 総会が成立するよう、定足数（※1）を満たしてください。
- ・ 構成員の表決権（※2）は平等とすること。認可地縁団体の会員は「個人単位」となります！

- ・総会に出席しない構成員は、書面または電磁的方法をもって表決し、又は代理人によって表決することができます。その際、欠席する構成員すべてから書面表決書や委任状の提出を求める必要があります。
- ・総会を開催しないで、書面決議を行う場合は、地域共生課にお問い合わせください。
- ・認可地縁団体と特定の構成員との関係について議決する場合は、その構成員は表決権を有しません。

【補足説明】

※1 定足数とは・・・議事を進め議決をするのに必要な構成員の最小限の出席者数。

※2 表決権とは・・・議案について賛否の意思表示をなす権利。

法人化後に総会を開催する際の定足数と表決権について

法人化前は世帯単位で活動し、世帯単位で総会を実施する自治会も多いですが、認可後は、会員（構成員）は個人単位になり、総会の定足数（総会員の2分の1以上の出席）や表決権（〇分の〇以上）の単位は構成員（個人）となります。

なお、定足数・表決権については、巻末②の規約例第21条第2項のような規定を設けることで、重要事項を除く通常事項については従来通り世帯単位で行うことができると考えられます。

また、定足数や議決に要する会員数の確保のためにも、総会の案内と併せて委任状を配布し、欠席する人から委任状を事前に提出してもらうことも必要です。

(2) 認可地縁団体にかかる税金

認可地縁団体は、各種税関係の法令に基づき、法人として納税の義務を負います。法人税等については公益法人とみなされるため、収益事業を行う場合のみ課税対象となります。

収益事業とは、法人税法施行令第5条に規定する下記の34業種のことです。

物品販売業、不動産販売業、金銭貸付業、物品貸付業、不動産貸付業、製造業、通信業、運送業、倉庫業、請負業、印刷業、出版業、写真業、席貸業、旅館業、料理飲食業、周旋業、代理業、仲立業、問屋業、鉱業、土石採取業、浴場業、理容業、美容業、興行業、遊技所業、遊覧所業、医療保険業、技芸・学力教授業、駐車場業、信用保証業、無体財産権の提供業、労働者派遣業)

税に関する手続きの詳細についてはそれぞれ下記までお問い合わせください。

		収益事業を行わない	収益事業を行う	手続き	問合せ先
国 税	登録免許税	課税（登記時にかかります）			①
	法人税(地方法人税含む)	非課税	課税(法人所得に応じて)	新たに収益事業を開始した場合などは届出が必要です。	②
	消費税(地方消費税含む)	課税（原則、課税事業者該当する場合）			
	源泉所得税	課税（給与等を支給する場合）			
県 税	法人県民税（均等割）	減免措置あり	課税（減免措置無し。法人所得が赤字でも課税）	設立年度の翌春（4月頃）にお知らせが届きますので、お手続きください。一度申請いただければ毎年更新されます。	③
	法人県民税（法人税割）	—	課税(法人税額に応じて)		
	法人事業税	—	課税(法人所得に応じて)		
	不 動 産 取 得 税	非収益事業用	減免措置あり(公民館施設など公共の用に供する不動産の場合)		登記後、約5か月後にお知らせが届きますので、お手続きください。
収益事業用		—	不動産を取得時に課税		
市 税	法人市民税（均等割）	減免措置あり	課税(減免措置無し。法人所得が赤字でも課税)	確定申告又は減免の手続きが必要です。	⑤
	法人市民税（法人税割）	—	課税(法人税額に応じて)		
	固 定 資 産 税	非収益事業用	課税免除あり(公共のために直接占有する固定資産の場合。例：集会施設など)		該当になる場合は別途申請が必要です。
		収益事業用	—	課税（減免措置なし。法人所得が赤字でも課税）	

【問合せ先一覧】

- ①新潟地方法務局上越支局 ☎025-525-4144 ②高田税務署 ☎025-523-4171（代表）
 ③上越地域振興局県税部（事業税）☎025-526-9306 ④上越地域振興局県税部（不動産取得税）☎025-526-9305
 ⑤妙高市市民税務課 課税グループ（市民税）☎0255-74-0011（資産税）☎0255-74-0012

5 各種変更に伴う手続き

(1) 告示事項の変更

告示事項に変更があった場合は告示事項変更届出の手続きが必要です。

この手続きによる変更の告示を受けないと、認可地縁団体の告示事項証明書に記載されている告示事項は更新されません。

【告示事項とは】

- ①自治会等の名称
- ②規約に定める目的
- ③区域
- ④主たる事務所の所在地
- ⑤代表者の氏名及び住所
- ⑥裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）
- ⑦代理人の有無（代理人がある場合には、その氏名及び住所）
- ⑧規約に解散の事由を定めたときは、その事由
- ⑨認可年月日

年度で自治会長が変わるときなど、お忘れなく。

添付の議事録には、議長と議事録署名人の署名又は、記名押印が必要です！

	手続きに必要なもの	説明
1	告示事項変更届出書	<u>届出日は「変更の年月日」の同日以降の日付</u> となります（巻末⑱参照）。 変更の年月日は、就任日となります。 新代表の氏名での届出となります。
2	告示事項変更の承認を受けたことが記載された総会議事録の写し及び総会資料	<u>総会議事録には、議長（1名）及び議事録署名人（原則2名）の署名又は記名押印が必要です。</u> ※規約に特別な定めがある場合はその人数。
3	申請者が代表者であることを証する書類	申請者が代表者になることを受託した承諾書の写しで、申請者の署名又は記名押印のあるもの（巻末⑤参照）。

(2) 規約の変更手続き

認可地縁団体の規約を変更するときは、規約に特別の定めがある場合を除いて、総会において、構成員（会員）総数の3/4以上の同意が必要です。

総会開催後、市へ規約変更認可申請を行い、認可を受けないと、規約の変更は有効になりません。

規約変更については、せっかく総会で承認を得ても、地方自治法にそぐわないなどの理由から、認可できない場合もあります。認可できる内容かどうか事前に確認いたしますので、総会にかける前（1か月程度前）に、地域共生課へ変更後の規約（案）をお持ちください。

～規約変更の流れ～

①事前相談

- ・規約の変更案ができ次第、内容について地域共生課へご相談ください。
- ・規約の内容確定

②総会

- ・総会で住民の承認を得ます。
- ・規約に特別な定めがなければ、総会員の3/4以上の議決を得なければなりません。

③議事録の作成

- ・議長及び議事録署名人の署名又は記名押印を忘れずをお願いします。

④申請書類を市へ提出

⑤認可

- ・市で内容を確認し、認可・不認可の決定をします。認可されると、自治会長宛てに「認可通知」を郵送します。

提出書類一式

手続きに必要なもの		説明
1	規約変更認可申請書	巻末⑰参照。
2	規約変更の内容及び理由を記載した書類	様式は任意。
3	規約変更の承認を受けたことが記載された総会議事録の写し	議長（1名）及び議事録署名人（原則2名※）の署名又は記名押印があるもの。 巻末④参照。 ※規約に特別な定めがある場合はその人数。
4	変更前の規約、変更後の新しい規約	

「名称」「目的」「区域」「主たる事務所（集会場等の住所）」に変更がある場合は、14ページの告示事項変更の手続きも併せて行ってください。

(3) 印鑑登録の廃止と変更の手続き

印鑑登録の廃止と変更の手続きは、市民税務課及び両支所で行っております。

8 ページで登録した認可地縁団体の印鑑を新しく作り替えた場合など、登録していた認可地縁団体の印鑑が変更となった場合は、地縁団体の代表者本人による「印鑑登録廃止」と新しい「印鑑登録の変更手続き」が必要となります。また、印鑑登録をされている代表者が交代した場合は、市で登録内容を修正しますので、お申し出ください。

①認可地縁団体の登録印鑑の廃止を行う場合

手続きに必要なもの		説明
1	認可地縁団体印鑑登録廃止申請書	巻末⑭参照。
2	廃止する予定の認可地縁団体の印鑑	
3	認可地縁団体の代表者の個人の印鑑	市に印鑑登録してあるもの
4	代表者本人が確認できる身分証明書	運転免許証など写真付きの公的証明書

②認可地縁団体の印鑑の変更を行う場合

①の廃止手続きをした後、8 ページの新規登録と同様の手続きとなります。

③認可地縁団体の印鑑登録をされている代表者が交代した場合

代表者の告示事項変更手続きがお済みであれば、市で登録内容を修正します。



6 所有する不動産にかかる登記の特例制度

(1) 特例制度とは

認可地縁団体に名義を変更しようとした不動産が、既に亡くなった人の名義になっている場合、古い名義人であるほど、相続の確定に多大な労力を要します。

そのため、地方自治法が改正され、平成27年4月1日より、認可地縁団体が一定期間所有（占有）していた不動産であって、登記名義人やその相続人の全てまたは一部の所在が知れない場合、一定の手続きを経ることで、認可地縁団体へ所有権の移転の登記をできるようにする特例制度が設けられました。

不動産の登記は対抗条件としての（所有していることを第三者に主張するための）公示制度です。制度申請による公告を受けて、異議申し出があった場合には、その解決は当事者間で行っていただくこととなり、市がその仲裁を行ったり、所有権が誰にあるのかを確定させたりするものではありません。

(2) 手続きについて

①申請要件

すべての要件を満たす必要があります。

1	当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること
2	当該認可地縁団体が当該不動産を10年以上所有の意思をもって平穏かつ公然と占有していること
3	当該不動産の表題部所有者または所有権の登記名義人すべてが当該認可地縁団体の構成員またはかつて構成員であった者であること
4	当該不動産の登記関係者（表題部所有者、所有権の登記名義人、これらの相続人）の全部または一部の所在が知れないこと

②事前準備

●法務局で当該不動産等の登記事項証明書を取得して、所有者を把握します。所在が判明している登記関係者がいる場合は、特例制度の申請を行うことについての同意を得ておくことが望ましいです。（巻末④同意書の作成）。

●相続人が不明だったり、所在が不明な方を割り出します。

③総会の開催

●規約に基づき招集された総会において、以下の議決を得ます。

- ・特例制度による申請をすることの議決
- ・団体名義に変更しようとする（保有する予定の）資産の確定

※議事録の作成をお願いします。議長及び議事録署名人の署名又は記名押印をお忘れなく。

④申請に必要な書類の準備

手続きに必要なもの		説明
1	所有不動産の登記移転等に係る公告申請書	巻末⑱参照。
2	特例制度で地縁団体名義に変更しようとしている不動産の登記事項証明書	新潟地方法務局上越支局で取得してください。
3	申請不動産に関し、地方自治法第260条の46第1項に規定する申請をすることについて総会で議決したことを証する書類	総会議事録
4	申請者が代表者であることを証する書類	妙高市地域共生課で発行する「認可地縁団体台帳の写し」を取得してください。
5	地方自治法第260条の46第1項各号に掲げる事項を疎明するに足りる書類	19ページ参照



●地方自治法第 260 条の 46 第 1 項各号に掲げる事項を疎明するに足りる書類

確認項目	確認内容
1 不動産を所有していること	次に掲げる書類により疎明 <ul style="list-style-type: none"> ・申請不動産の所有又は占有に係る事実が記載された認可地縁団体の事業報告書等 ・固定資産税の納税証明書 ・固定資産課税台帳の記載事項証明書 ・公共料金の支払領収書 ・閉鎖登記簿の登記事項証明書又は謄本 ・旧土地台帳の写し 等 (疎明が困難な場合) <ul style="list-style-type: none"> ・入手困難な理由書 ・認可地縁団体が申請不動産を所有又は占有していることについて、不動産の隣地の所有権の登記名義人や申請不動産の所在地に係る地域の実情に精通した者等の証言を記載した書面 ・申請不動産の占有を証する写真 等
2 不動産を 10 年以上所有の意思をもって平穩かつ公然と占有していること。	
3 不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが認可地縁団体の構成員又はかつて認可地縁団体の構成員であった者であること。	次に掲げる書面等により疎明 <ul style="list-style-type: none"> ・認可地縁団体の構成員名簿 ・墓地の使用者名簿（不動産が墓地の場合） 等 (疎明が困難な場合) <ul style="list-style-type: none"> ・入手困難な理由書 ・申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であった者であることについて、申請不動産の所在地に係る地域の実情に精通した者等の証言を記載した書面 等
4 不動産の登記関係者（表題部所有者、所有権の登記名義人、これらの相続人）の全部又は一部の所在が知れないこと。	次に掲げる書面等により疎明 <ul style="list-style-type: none"> ・登記記録上の住所の属する市町村の長が、当該区に登記関係者の「住民票」及び「住民票の除票」が存在しないことを証明した書類（＝市民税務課が交付する不在住証明書） ・登記記録上の住所に宛てた登記関係者宛ての配達証明付き郵便が不到達であった旨を証明する書面 ・申請不動産の所在地に係る精通者等(※)が、登記関係者の現在の所在を知らない旨の証言を記載した書面 等

(※) 精通者等の例：民生委員や地域の古老など。

特例制度の申請にあたって、公告期間中に異議が述べられ、手続きが中止することがないよう、所在が判明している登記関係者から、事前に当該申請についての同意を得ておくことが望ましいです。

⑤手続きの流れ ※手続きに時間を要しますので、余裕をもってご相談ください。

1 事前準備

- 必要書類などについて、地域共生課と相談
- 申請不動産の所有者を把握する（法務局で登記事項証明書を取得）
- 総会を開催し、次の事項について協議・議決のうえ、議事録を作成
 - ①特例制度の申請を行うことについて
 - ②団体名義に変更しようとする（保有する予定の）資産の確定
- 所在が判明している登記関係者から特例制度を適用することについて同意を得ておく→同意書の作成

2 申請

- 下記の資料を提出する
 - ①公告申請書(巻末⑱参照)
 - ②申請不動産の登記事項証明書
 - ③特例制度の申請を行うことについて総会で議決されたことを証する書類（巻末④議事録）
 - ④申請者が代表者であることを証する書類
 - ⑤所在の分かっている登記名義人等から同意を得たことがわかる書類（巻末⑳同意書）
 - ⑥地方自治法第260条の46第1項各号に掲げる事項を疎明するに足りる書類（19ページ参照）

3 審査

- 申請要件を満たしているか、提出書類により市が審査。

4 公告手続き

- 申請要件を満たしている場合、市掲示板に公告文を張り出します。
市長は、3か月以上の公告を行います。
※異議申し出がありその異議が認められた場合、認可地縁団体に書面で通知し特例手続きは中止となります。

5 証する情報の提供

- 異議申し出がなかった場合、登記関係者の同意があったとみなし、市長は認可地縁団体に対して「公告結果を証する情報」を書面により提供します。

6 登記手続き

- 認可地縁団体は、情報提供の書面を含む必要書類を用意し、法務局にて登記手続きを行う。登記に関しては、下記の資料が必要です。詳しくは、法務局へお問い合わせください。
 - ・市が交付した情報提供書類
 - ・認可地縁団体の印鑑登録証明書および認可地縁団体の登録印鑑
 - ・認可地縁団体の告示事項証明書
 - ・固定資産評価証明書（登録免許税算出のため、市民税務課で取得できます）
 - ・登録免許税
 - ・そのほか、法務局が定める書類

⑥異議申し出について

公告期間中に、「特例制度によって認可地縁団体に名義変更すること」に異議がある方は、異議申出書(巻末⑳参照)により市に異議申し出を行うことができます。

異議申し出に記載された事項については、その後の当事者間での協議等を円滑にするため、認可地縁団体にすべて通知されます。

異議申し出があった場合には、その解決は当事者間で行うこととなり、市がその仲裁を行ったり、所有権が誰にあるのかを確定させるものではありません。

【異議申し立てが認められた場合】

- 特例手続きは中止となり、登記の特例手続きに必要な「証する情報」の提供は行われません。
- 認可地縁団体には、異議があった旨及び異議申出書の内容を通知します。

異議申し出ができる方は、下記のいずれかの方となります。

- 当該不動産の表題部所有者
- 所有権の登記名義人もしくはこれらの相続人
- 当該不動産の所有を有することを疎明する方

手続きに必要なもの		補足説明
1	所有不動産の登記移転等に係る異議申出書	巻末⑳参照。
2	当該不動産の登記事項証明書	当法務局で取得できます。異議を述べる方が登記関係者であることを確認します。
	所有権を有することを疎明するに足りる資料	当該不動産の所有を有することを疎明する方はご用意ください。
3	申し出をする方の住民票または戸籍の附票の写し	「異議申出書」に記載された氏名及び住所を確認します。

7 認可の取消、法人の解散

(1) 認可の取消

次のいずれかの事項に該当する場合は、認可の取り消しの対象となります。

○法律に定める認可要件のいずれかを満たさなくなったとき

- ・活動が営利目的や政治目的に変更となった場合
- ・団体が相当の期間にわたって活動していない場合
- ・区域内の住民の加入を、正当な理由なく認めない場合
- ・構成員が多数脱退し、「相当数の住民」が構成員となっているとは認められなくなった場合

○不正な手段により認可を受けたとき

(2) 認可地縁団体の解散

次のいずれかの事項に該当する場合は、解散となります。

- ・規約で定めた解散事由が発生したとき
- ・破産手続き開始の決定・認可の取り消し
- ・総会の決議（規約に定めない場合は、総会において構成員の4分の3以上の同意が必要です）
- ・構成員が欠乏し、相当数（妙高市では区域内の全住民のうち、概ね8割以上）に満たなくなった場合

23ページでは、最も一般的な、「総会で解散の決議があった場合」について解説します。



【解散の流れ（総会による解散の決議がなされた場合）】

①総会による解散の決議

認可地縁団体の解散には、まず総会での解散の決議が必要になります。規約に解散決議に関する特別の定めがある場合はその数の、それ以外の場合は構成員総数の3/4以上の同意を得る必要があります。解散のための総会では、次の事項について話し合う必要があります。

- ・解散することについての意思決定
- ・清算人の確認（もしくは選任）

※基本的には、代表者が清算人となります。ただし、規約に特別に定めがある場合は、総会において別途代表者以外の者を選任する場合は、その限りではありません。

- ・残余財産の帰属先の確認（残余財産があると見込まれる場合のみ）

残余財産の帰属

解散した認可地縁団体の残余財産は、以下の通り帰属されます。

①規約に定めがある場合

規約で指定された者に帰属

②規約に定めがない場合やその指定方法に定めがない場合

総会の決議の後、市長の認可を経て、当該認可地縁団体の目的に類似する団体に帰属

②解散届出の手続き

総会での解散の議決後、解散届出の手続きを行います。

手続きに必要なもの	補足説明
①認可地縁団体の解散届出書	いつまでに：決議後速やかに
②解散の承認を受けたことが記載された総会議事録の写し (議長及び議事録署名人の署名又は記名押印があるもの)	だれが：清算人の方 提出先：地域共生課

この届出を受けて、市長は解散の告示を行います。この告示の手続きが終わると、清算人が記載された認可地縁団体の告示事項証明書の発行が可能となります。

告示事項変更届出書の交付手続きは14ページをご覧ください。

③解散に関する税関係の手続き

解散した認可地縁団体は、税関係の手続きを速やかに行う必要があります。手続きの詳細や必要なもの等については、それぞれ下記までお問い合わせください。

手続き先・問い合わせ先	必要な手続き	
	収益事業を行わない	収益事業を行う
高田税務署	不要	法人解散の届出等
妙高市市民税務課	法人解散の届出	法人解散の届出
上越地域振興局県税部	法人解散の届出	

④解散の公告及び債権者への債権申出の催促

清算人は、清算人就任後遅滞なく解散公告を行い、債権者への債権申出の催促を行わなければなりません。

なお、公告の方法は官報への掲載によって行うことが義務付けられています。公告の方法や掲載依頼、掲載料などの詳細は、下記にお問い合わせください。

【問い合わせ先】新潟県官報販売所（住所：新潟市東区卸新町1丁目2059-8、☎025-271-2188）

また、すでに把握している債権者がいる場合には、個別に債権者に対して債権申出の催促をしなければなりません。

⑤残余財産の処分

財産の帰属先を規約で指定していない場合、清算人は残余財産の処分の認可を得る必要があります。

⑥清算終了届出

清算人は、すべての清算手続きが完了したとき、必要な書類をそれえて清算終了届出書を提出しなければなりません。

提出書類	留意事項	様式
①清算終了届出書		P 7 3
②清算が終了したことを証する書類	清算書、残余財産の処分が完了し財産を継承する団体の領収書など	

⑦清算終了公告

これを受けて、市長が清算終了の告示を行い、地縁団体台帳に記載することで、認可地縁団体の解散が完了します。

- | |
|---|
| ①名称
②区域
③主たる事業所
④清算人氏名及び住所
⑤清算終了年月日 |
|---|

8 合併

地方自治法の改正により、令和5年4月1日から認可地縁団体の合併に関する規定が新設され、総会の決議により、同一市町村内の他の認可地縁団体と合併することができるようになりました。改正前は合併の規定がなく、権利義務について個別に承継が必要、解散に伴う清算手続を行う必要があるなどの煩雑さや負担がありましたが、改正後は合併により消滅した認可地縁団体の一切の権利義務の承継が可能となり、清算手続等の事務負担が軽減されます。

法人の合併方法として、一般的には「吸収合併」と「新設合併」の二つがあり、「吸収合併」は、合併を行う法人のうち一つの法人を除く全ての法人が消滅します。「新設合併」は、合併を行う法人全てが消滅し、この合併により新しい法人が成立します。

「吸収合併」と「新設合併」の手続きの流れについては、お問い合わせください。

9 Q & A

Q 1. 未成年者を構成員から除外することは可能でしょうか。

A. 地縁による団体の構成員は、区域に住所を有する自然人たる個人であり、区域に住所を有すること以外には年齢、性別、国籍等の条件は付せないこととされています。したがって、未成年者等制限行為能力者であることをもって構成員から除外することはできません。

なお、未成年者等制限行為能力者の表決権の行使に当たっては、民法の規定に従って法定代理人の同意を要する場合があります。

Q 2. 構成員の名簿には、世帯主だけでなく、世帯員であれば、生まれたばかりの子供も記載する必要があるのでしょうか。

A. 地方自治法施行規則第18条第1項第3号では、申請書に「構成員の名簿」などの書類を添えて申請を行うこととされています。ここで構成員は、自然人たる住民個人であり、性別、年齢等を問わないものであり、構成員は世帯でとらえるのではなく、構成員あれば、世帯主のみならず、世帯員も名簿に記載する必要があります。

なお、地縁による団体の区域に住所を有する全ての個人は、構成員となることができますが、全ての住民が構成員でなければ認可されないということではなく、その相当数の者が構成員になっていれば認可されるものです。したがって、生まれたばかりの子供についても、住民なので全て名簿に記載しなければならないというものではありません。入会しようとする者のみ名簿に記載すればよいものです。また、総会などにおける未成年者・幼児の表決権の行使については、民法の第5条の規定により、法定代理人（通常は親権者）の同意を得て行われることとなります。

Q 3. 現に構成員となっている者の「相当数」とはどれくらいをいうのですか。

A. 地方自治法第260条の2第2項第3号では、「その相当数の者が現に構成員となっていること。」としていますが、これは、制度の目的が、現に安定的に存続する地縁による団体が地域的な共同活動のために利用する不動産等を団体名義で保有することを可能とすることであることから、その団体の画する一定の地域に居住するごく少数の者だけがその構成員になっているような団体や、新たに区域の少数の者だけで結成した団体では、区域において安定的に存在しているとは考えがたく、当該制度の目的が満たされないおそれがあるからであり、その観点から「相当数」の者がその団体の構成員となっている必要性を認め、認可要件とされているものです。

この「相当数」の程度についての判断については、各々の地域では、自治会等への加入率等も様々であるなど、全国一律の基準を定めることは適当でなく、また、仮に一定の構成員の数の下限を設けるとすれば、強制加入に近い状態を法が想定することになり、適当ではありません。

したがって、各地域における自治会、町内会等への加入状況を勘案して市区町村ごとに個々具体的にを行うべきものと考えられています。

妙高市ではこの相当数について概ね8割以上としています。

Q 4. 個人単位でなく、世帯単位を構成員している地縁による団体は認可の対象となりませんか。

また、個人を構成員していても、表決権を世帯単位で1票とすることはできませんか。

A. 認可地縁団体の構成員は、個人としてとらえることとなっており、世帯でとらえることはできませんので、会員は各々一個の表決権を有することとなります。

なお、世帯単位で活動し意思決定を行っていることが沿革的にも地域的にも是認され、そのことが合理的であると認められる事項に限り、構成員の表決権を世帯単位で平等なものとして「所属する世帯の構成員分の一票」とする旨を規約に定めることは可能であると解されます。詳しくは、12ページ及び巻末②、③をご覧ください。

Q 5. 構成員には個人のみを認め、法人は含まれないとされていますが、なぜ法人は含まれないのですか。

A. 法人が地縁による団体の構成員となり得るかどうかについては、①団体の意思決定のための表決権を行使するためには、それぞれの意思を表明する必要がありますが、法人等の一組織に過ぎない事業所等は本来意思表示ができないこと、②地域社会における近隣関係の中心は、活動の主体である人と人のつながりにあるものであり、法人は地域社会にとっては二次的な参加者に過ぎないと考えられることから、構成員とはなり得ないとされています。

なお、法人等については、団体の意思決定への参加や直接の活動は行わないものの、団体に対し様々な支援を行う関係から「賛助会員」として位置付け、その活動に参加することは可能であると考えられます。

Q 6. 地縁による団体の保有資産の一部に、神社の祠がありますが、このような宗教色彩の強い財産を保有していても認可の対象となりますか。

A. 地縁による団体は、いわゆる公共団体ではなく、「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」ですので、宗教的活動の禁止や宗教上の組織等に対する支出の制限を定めた憲法上の規定（第20条第3項、第89条）との関係が生じることはありません。また、地方自治法においても特別の規定を設けられていないことから、お尋ねの神社の祠等の宗教的色彩のある資産を保有していたとしても当該地縁による団体が認可の対象となることは可能と考えます。

Q 7. 地区内に一つのまとまりがなく、二つの自治会があるような場合、それぞれを地縁による団体として認可されることはありますか。

A. 自治会は、町又は字の区域等に住所を有する個人により構成され、良好な地域社会の維持及び形成に資する活動を行っていることから、各地域に一つ存在するのが通常であると考えられます。しかし、一定の地域に自治会が混在していて区域が区分されていない場合、あるいは地域は一つにまとまっていないケース等については、区域としてまとまり、目的に沿った活動がなされているかどうかなど、地域の実情を見守りながら判断されることとなります。

Q 8. 認可を受けた地縁による団体が、その区域を構成する住民の意見の対立により二つの団体に分裂した場合、許可は取り消されることとなるのでしょうか。

A. 認可地縁団体が分裂し、地方自治法第260条の2第2項の要件を欠くことになった場合は、市町村長は同条第14項の規定に基づいて認可を取り消すこととなります。

Q 9. 認可地縁団体の事務の効率化や感染症対策などの観点から、総会を書面又は電磁的方法のみによる開催とすることはできますか。

A. 書面又は電磁的方法のみによる総会の開催については二つの方法があります。

一つは、地方自治法第260条の19の2第1項に基づく方法で、①本来であれば総会において決議すべき事項について総会を開催せずに書面又は電磁的方法による決議を行うことについて会員に確認し、**全員の承諾**が得られた場合には、総会を開催せずに、②決議事項についての賛否を問い、書面又は電磁的方法による決議を行うこととなります。なお、この場合には、通常どおりの決議要件が適用されます。

もう一つは、同上第2項に基づく方法で、本来であれば総会における決議事項について会員全員の書面又は電磁的方法による合意があり、当該決議事項について会員全員の賛成の意思が確認できた場合には、当該合意をもって書面又は電磁的方法による決議があったものとみなされます。

以上のとおり、前者の場合には計2回会員の意思を確認する必要があるのに対して、後者の場合は1回の意思の確認で足りるという違いがありますが、その代わりとして、前者の場合には、通常の決議要件が適用されるため必ずしも全員の賛成がなくとも可決することができるのに対して、後者の場合は全員の賛成がなければ可決することができないという違いがあります。

すなわち、後者は会員の意思確認が1回で済むという点において、前者はよりも機動的ではありますが、その代わり決議要件という点においては、後者の方が厳しい規定となっています。

Q 10. 総会の開催を省略するために全員の承諾や合意を必要とする理由は何でしょうか。

A. 認可地縁団体の総会、当該団体の意思決定を行う最高機関であり、本来、少なくとも毎年1回以上開催されるべきものです。

令和4年の改正で新設された書面又は電磁的方法による決議に関する規定はかかる総会を開催することなく総会の決議があった場合と同一の効力を認めるものであり、総会の場での討議を省略するという意味において、重大な例外を止めるものであります。

そこで、総会の場での討議を省略することによって全ての会員に不利益が及ばないように会員全員の承諾等を必要とすることとされています。

Q 11. 地縁による団体を特定の政党のために利用することは禁止されていますが、これは会員個人の政治支援活動までも禁止されることとなるのですか。

A. 地方自治法第260条の2第9項では、認可地縁団体を特定の政党のために利用するとは禁止されていますが、構成員個人が特定政党や政治家を支援することまでも制限するものではありません。

Q 1 2. 令和3年11月26日施行の地方自治法第260条の2第1項の規定において、認可目的としての「不動産又は不動産に関する権利等の保有」が削除されたのは、どのような背景があったのですか。

A. 近年の認可地縁団体の活動の幅の広がりを踏まえ、集会所のような不動産を保有していなくとも、今後は高齢者等への生活支援や地域交通の維持、地域の特産品開発・マーケット運営等の経済活動も含めた幅広い活動を行う団体が認可されることを想定したものです。

Q 1 3. 外国人であっても地縁による団体の構成員になり得ますか。

A. 地縁による団体の構成員は、自然人たる住民であり、外国人であっても、住民であれば地縁による団体の構成員として含まれます。

巻末資料

この記入用紙は、地域共生課窓口でお渡ししています。
ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

主な使用のタイミング		各様式及び記入例
設立時		①認可申請書（記入例）・・・・・・・・・・ 3 1
		②規約（例）・・・・・・・・・・ 3 2
		③規約作成上の留意事項・・・・・・・・・・ 3 7
		④設立総会議事録（記入例）・・・・・・・・・・ 5 1
		⑤代表者の承諾書（記入例）・・・・・・・・・・ 5 3
		⑥代理人の有無（記入例）・・・・・・・・・・ 5 4
		⑦代表者の職務執行停止の有無及び職務代行者選任の有無 （記入例）・・・・・・・・・・ 5 5
		⑧入会申込書（例）・・・・・・・・・・ 5 6
		⑨構成員名簿（例）・・・・・・・・・・ 5 7
		⑩財産目録・・・・・・・・・・ 5 8
		⑪保有資産目録（例）・・・・・・・・・・ 5 9
		⑫保有予定資産目録（例）・・・・・・・・・・ 6 0
認可後 及び 必要なとき		⑬認可地縁団体印鑑登録申請書・・・・・・・・・・ 6 1
		⑭認可地縁団体印鑑登録廃止申請書・・・・・・・・・・ 6 2
		⑮認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書・・・・・・・・・・ 6 3
		⑯認可地縁団体告示事項証明書交付申請書・・・・・・・・・・ 6 4
変更があるとき	規約の変更	⑰規約変更認可申請書（記入例）・・・・・・・・・・ 6 5
	告示事項の変更	⑱告示事項変更届出書（記入例）・・・・・・・・・・ 6 6
不動産の登記移転時		⑲所有不動産の登記移転等に係る公告申請書・・・・・・・・ 6 7
		⑳所有不動産の登記移転等に係る異議申出書・・・・・・・・ 6 8
		㉑同意書（不動産の登記の移転等）（例）・・・・・・・・ 6 9
その他		㉒委任状（例）・・・・・・・・・・ 7 0
解散時		㉓認可地縁団体解散届出書（記入例）・・・・・・・・・・ 7 1
		㉔認可地縁団体清算終了届出書（記入例）・・・・・・・・・・ 7 2

① 認可申請書（記入例）

年 月 日

（申請先）

妙高市長

認可を受けようとする地縁による

団体の名称及び主たる事務所の所在地

名称 妙高市役所町内会

所在地 妙高市栄町5番1号

代表者の氏名及び住所

氏名 妙高太郎

住所 妙高市栄町10番2号

認 可 申 請 書

地方自治法第260号の2第1項の規定により、地域的な共同活動を円滑に行うため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

（別添書類）

- 1 規約
- 2 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 3 構成員の名簿
- 4 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- 5 申請者が代表者であることを証する書類

・「4 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類」とは、直近の総会資料を添付してください。
・総会資料には、「前年度事業報告書」「前年度決算報告書」「本年度事業計画書」「本年度予算書」が添付されていること。

② 規約（例）

〇〇自治会（町内会）規約（例）

第1章 総則

（目的）

第1条 本会は、次に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- (2) 集会施設の維持管理
- (3) 美化・清掃等区域内の環境の整備
- (4) 防犯・防災・交通安全活動
- (5) 文化・スポーツレクリエーション活動
- (6) 共有資産の維持管理
- (7) 〇〇〇〇〇〇〇〇

（名称）

第2条 本会は、〇〇〇会と称する。

（区域）

第3条 本会の区域は、妙高市大字〇〇 〇〇番地××号から、△△番××号までの区域とする。

（主たる事務所）

第4条 本会の主たる事務所は、妙高市大字〇〇 〇〇番地××号の〇〇集落センターに置く。

第2章 会員

（会員）

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。

（会費）

第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

（入会）

第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、〇〇に定める入会申込書を〇〇に提出しなければならない。

2 本会は、前項の入会申し込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

（退会等）

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には退会したものとする。

- (1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合
- (2) 本人から〇〇に定める退会届が〇〇に提出された場合

2 会員が死亡し、又は失踪宣言を受けたときは、その資格を喪失する。

第3章 役員

（役員の種類）

第9条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長1人

- (2) 副会長〇人
 - (3) その他の役員〇人
 - (4) 監事〇人
- (役員を選任)

第10条 役員は、総会において、会員の中から選任する。

2 監事と会長、副会長及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。

(役員職務)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 監事は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。
- (2) 会長、副会長及びその他の役員の仕事執行の状況を監査すること。
- (3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

(役員任期等)

第12条 役員任期は、〇年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

4 役員が次の事項に該当するに至ったときは、総会の議決を経て解任することができる。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められること。
- (2) 職務上の義務違反その他の役員としてふさわしくない行為があったとき。

第4章 総会

(総会種別)

第13条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会構成)

第14条 総会は、会員をもって構成する。

(総会権能)

第15条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(総会開催)

第16条 通常総会は、毎年度決算終了後〇か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 総会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
 - (3) 第11条第3項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。
- 3 総会において決議をすべき場合において、会員全員の承諾があるときは、書面又は電磁的方法による決議をすることができる。
- 4 前項の場合において、その決議は総会の決議と同一の効力を有する。

(総会の招集)

第17条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求があった日から〇〇日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の〇日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、その総会において出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第19条 総会は、会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決)

第20条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 総会において決議すべきものとされた事項について会員全員の書面又は電磁的方法による合意があったときは、書面又は電磁的方法による決議があったものとみなす。

3 前項の場合において、その決議は総会の決議と同一の効力を有する。

(会員の表決権)

第21条 会員は、総会において、各々1箇の表決権を有する。

2 次の事項については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は、会員の所属する世帯の会員数分の一とする。

- (1) 前年度の事業報告と決算
- (2) 新年度の事業計画と予算
- (3) 役員を選出(代表、監事を選出は除く)
- (4) その他通常的事项

(総会の書面表決等)

第22条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第19条及び第20条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在数及び出席者数(書面表決者及び表決委任者を含む)
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印をしなければならない。

第5章 役員会

(役員会の構成)

第24条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の権能)

第25条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集等)

第26条 役員会は、区長が必要と認めるとき招集する

2 会長は役員^の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったときは、その請求があった日から30日以内に役員会を招集しなければならない。

3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(役員会の議長)

第27条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の定足数等)

第28条 役員会には、第19条、第20条、第22条及び第23条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第29条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 別に定める財産目録記載の資産

(2) 会費

(3) 活動に伴う収入

(4) 資産から生じる果実

(5) その他の収入

(資産の管理)

第30条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第31条 本会の資産で第29条第1号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において〇分の〇以上の議決を要する。

2 剰余金の配分と認められる資産の処分を対象に含めることはできない。

(経費の支弁)

第32条 本会の経費は、資産を持って支弁する。

(事業計画及び予算)

第33条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を

基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第34条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支決算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3か月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第35条 本会の会計年度は、毎年〇月〇日に始まり、△月△日に終わる。

第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第36条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ妙高市長の認可を受けなければ変更することはできない。

(解散)

第37条 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(合併)

第38条 本会は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ、妙高市長の認可を受けなければ合併することはできない。

(残余財産の処分)

第39条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第8章 雑則

(備付け帳簿及び書類)

第40条 本会の主たる事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかななければならない。

(委任)

第41条 この規約に関し必要な事項は、総会の議決を経て〇〇が別に定める。

附則

- 1 この規約は、〇年〇月〇日から施行する。
- 2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第33条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 3 本会の設立初年度の会計年度は、第35条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から〇年〇月〇日までとする。

③ 自治会規約作成上の留意事項

〇〇自治会（町内会）規約

【解説】

規約の名称についての地方自治法上の制限はありませんが、通常は第2条に定める会名を使います。

第1章 総則

（目的）

第1条 本会は、次に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- (2) 集会施設の維持管理
- (3) 美化・清掃等区域内の環境の整備
- (4) 防犯・防災・交通安全活動
- (5) 文化・スポーツレクリエーション活動
- (6) 共有資産の維持管理
- (7) 〇〇〇〇〇〇〇〇

【解説】

地縁による団体の目的は、スポーツや芸術などの特定活動だけでなく、広く地域的な共同活動を行うものである必要があります。ただし、その活動内容は、団体の権利能力の範囲を明確にする程度に具体的に定めることが求められます。

（名称）

第2条 本会は、〇〇〇会と称する。

【解説】

地方自治法上地縁による団体の名称についての制限はありません。したがって「△△区自治会」「××町町内会」といった名称でよいと解されます。

ただし、他の法令において名称の使用制限（例えば、商工会でないものが、「商工会」という名称を用いることはできない。）がある場合に、これに従う必要があるのは当然です。

（区域）

第3条 本会の区域は、妙高市〇〇町△番××号から、△番××号までの区域とする。

【解説】

地縁による団体の区域は住民にとって客観的に明らかなものとして定められる必要があるので、町又は字及び地番又は住居表示により表示されることが最も望ましいものです。ただし、河川や道路等による区域の表示も客観的に一義的なものと

して認識できるものであれば認可されるものと考えられます。また、「〇〇町の区域とする」でもよいです。

(主たる事務所)

第4条 本会の主たる事務所は、妙高市大字〇〇 〇〇番地××号の〇〇集落センターに置く。

【解説】

「主たる事務所」とは、地縁による団体として一を限り設けられた事務所を言うものであり、この所在地が当該地縁による団体の住所となるものです。事務所は、代表者の自宅に置く、あるいは集会施設に置くことが一般的ですが、団体の唯一の事務所として団体内部での連絡や会合等に最も適したところにするのが望まれます。

この表示は住所のみでもよく、上記のように建物の名称でもかまいません。「区長宅に置く」とした場合は代表者の住所、個人名は付けません。

第2章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。

【解説】

区域に住所を有することのほかに、年齢、性別等の条件を会員の資格として定めることは認められません。なお、法人や団体は構成員とはなれませんが、「本会の活動を賛助する法人及び団体は、賛助会員となることができる。」と定めて、表決権等は有しないものの活動の賛助等の形で団体に参加できることとするのは可能と考えられます。

従来、町内会への加入は世帯単位（1世帯1会員）で行われていたのが実情だと思われます。しかし、法人化のための規約では、法令により加入は個人単位とします。

(会費)

第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

【解説】

会費は会員にとっても団体にとっても重要事項ですので、規約に金額も含めて定めるか、又は「総会において決するもの」と規約で定める必要があります。ただし、規約の改正は第36条に定める特別議決事項となりますので、表記のように定めて年1回の通常総会で年度毎に定めることが適当と考えられます。

(入会)

第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、〇〇に定める入会申込書を〇〇に提出しなければならない。

2 本会は、前項の入会申し込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

【解説】

本条第1項は入会手続を定めるものですが、入会申し込みの様式は、役員会(第2.5条)で定めたり、会の細則(第4.1条)で定めればよいものです。また、入会申込書は会長に提出することとしていますが、会として確実に受理し得る者に提出することを求めるものであり、会長の他に役員などに提出することとしてもよいものと考えられます。入会手続きは、入会希望者の入会の意思が会として確認できるものとすべきですが、入会に際し、いかなる意味においても制約を課するようなものとするとは認められません。

第2項における「正当な理由」とは、その者の加入によって、当該地縁による団体の目的及び活動が著しく阻害されることが明らかであると認められる場合など、その者の加入を拒否することについて、社会通念上もまた、法第260条の2第2項第3号の規定の趣旨からも客観的に妥当と認められる場合をいうものですが、実際の運営上は極めて例外的な場合に限られます。

(退会等)

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には退会したもものとする。

- (1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合
- (2) 本人から〇〇に定める退会届が〇〇に提出された場合

2 会員が死亡し、又は失踪宣言を受けたときは、その資格を喪失する。

【解説】

本人の退会意思を会として確認できるものとする必要がありますが、退会について本人の意思にいかなる意味でも制約を加えることは認められません。なお、長期にわたる会費の不払いなど会員としての義務の著しい違反等があった場合には一定期間資格を停止する旨の規定を設けることも考えられますが、この場合は、慎重な手続等の下に資格を停止するような取り扱いとすべきです。

第3章 役員

(役員の種類)

第9条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長1人
- (2) 副会長○人
- (3) その他の役員○人
- (4) 監事○人

(役員を選任)

第10条 役員は、総会において、会員の中から選任する。

2 監事と会長、副会長及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。

(役員職務)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 監事は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。
- (2) 会長、副会長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

【解説】

認可地縁団体には、代表者一人を必ず選出する必要があり、また、一人又は複数人の監事を置くことが適当です。

このように認可地縁団体の代表権は、代表者一人に帰属するものと法律上定められていますので、会長を欠くこととなった場合には直ちに総会で後任の会長を選出すべきです。

第9条で、必要に応じて役員を定めた場合、第11条で職務を明確にしておくことが適当です。

なお、役員を選任は総会において行うことが適当であり、監事については、会長、副会長及び、他の役員と兼職することは、会務の執行を監査する役職上避ける必要があります。

監事は、役員会の構成員になることはできません。監事には表決権はありませんが、会議に出席したり、事業に参加したりすることは可能です。

(役員任期等)

第12条 役員任期は、〇年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

4 役員が次の事項に該当するに至ったときは、総会の議決を経て解任することができる。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められること。

(2) 職務上の義務違反その他の役員としてふさわしくない行為があったとき。

【解説】

役員任期は法律上特に規定は無く、自主的に定めていただくことができます。短い期間では、事務執行の一貫性確保の上で問題あり、他方、長期にわたるのも種々の弊害を生ずるといえます。

なお、役員解任続きを定めようとする場合には、選任について総会決議によることが望まれることから、この場合も、本条第4項のように個別に総会決議を要するものと定めるか、規約において具体的手続きを定めることが適当です。

第4章 総会

(総会の種別)

第13条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第14条 総会は、会員をもって構成する。

(総会の権能)

第15条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

【解説】

総会は、地縁による団体の運営事項のうち規約において役員会に委任したもの以外の全ての事項について議決でき、規約の改正など法律上総会の専権事項とされているものについては規約をもってしても他に委任することはできないものです。

なお、総会で議決すべき重要事項に、事業計画の決定、事業報告の承認、予算の決定及び決算の承認、認可地縁団体の活動上必要な資産の処分等が含まれることは当然と言えます。

(総会の開催)

第16条 通常総会は、毎年度決算終了後〇か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 総会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(3) 第11条第3項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。

3 総会において決議をすべき場合において、会員全員の承諾があるときは、書面又は電磁的方法による決議をすることができる。

4 前項の場合において、その決議は総会の決議と同一の効力を有する。

【解説】

総会は、少なくとも毎年1回は開催する必要があります。また、年度終了後、3か月以内に財産目録を作成する必要があることから、事業報告及び決算を作成し、その承認を行うために、通常総会を年度終了後3か月以内に開催する必要があることに留意する必要があります。

なお、通常総会開催が年度終了後の1回のみとなり、事業計画及び予算の決定を通常総会で行う場合には、年度当初から総会開催日まで予算がなく支出行為ができないこととなりますが、この点については、第33条第2項のように規定することにより支出行為は可能となります。

第2項第2号の「5分の1」の定数を規約において増減することは法的には可能ですが、会員の総会招集を求める権利を奪うこととならないよう留意する必要があります。

第3項の規定は、総会を開催することなく書面又は、電磁的方法による決議を行うことについて会員全員の承諾があれば、総会の開催の省略を認めるものです。

(総会の招集)

第17条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求があった日から〇〇日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の〇日前までに文書をもって通知しなければならない。

【解説】

総会の招集通知は地方自治法第260条の15の規定により、少なくとも開催期日の5日前までとします。

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、その総会において出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第19条 総会は、会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決)

第20条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 総会において決議すべきものとされた事項について会員全員の書面又は電磁的方法による合意があったときは、書面又は電磁的方法による決議があったものとみなす。

3 前項の場合において、その決議は総会の決議と同一の効力を有する。

(会員の表決権)

第21条 会員は、総会において、各々1箇の表決権を有する。

2 次の事項については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は、会員の所属する世帯の会員数分の一とする。

- (1) 前年度の事業報告と決算
- (2) 新年度の事業計画と予算
- (3) 役員を選出(代表、監事を選出は除く)
- (4) その他通常の事項

(総会の書面表決等)

第22条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第19条及び第20条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

【解説】

「総会の議長は、会長がこれに当たる」と定めることもできます。

定足数、議決に要する会員数については、第22条第2項により、書面又は電磁的方法による表決を行った会員及び委任により代理行使を行った会員をこれに含める点に留意する必要があります。

この場合における電磁的方法による表決とは、例えば電子メールなどによる送信、Webサイト、アプリケーションを利用した表決、情報をディスク等に記録して、当該ディスク等を交付する方法等が該当し得ます。これにより、会員数が極めて多い場合にも総会を開催し議決を行うことが可能となるものです。このことから、書面又は電磁的方法による表決や委任による代理表決を行う会員が相当数見込まれる状況においては、実際に集まらずとも、出席者が一堂に会するのと同等に、議論できる環境であれば、Web会議、テレビ会議、電話会議などにより総会を開催することも可能と解されます。なお、この場合であってもWeb会議等ではなく、直接集まって意見を述べたい会員がいる場合、総会の場所を確保し、その機会を設けることは必要となります。

第20条第2項の書面又は電磁的方法による決議においては、その議決事項について会員全員の合意が必要であり、賛否が分かれた場合には、書面又は電磁的方法による決議はできません。

第21条第1項において会員は各々1箇の表決権を有することが定められていますが、従来の自治会、町内会では世帯単位で表決権を平等とする運営が

行われてきたものと思われます。

そうしたことを勘案して、第21条第2項の規定（特定事項について世帯の表決権を一票とすること）を設けることは可能ですが、世帯単位で活動し意思決定を行っていることが沿革的にも実体的にも地域社会において是認され、そのことが合理的であると認められる事項に限られるものです。したがって、規約の変更、財産処分及び解散の議決のような重要事項については認められないと解され、また、代表者や監事の選任も、同項を適用することは適当とは考えられません。

なお、同項を適用する場合においても、世帯内の会員の表決権を剥奪することは認められません。したがって、世帯で表決権を取りまとめるためには、誰か一人に表決権を委任することにより表決権を集中することになります。ただし、未成年者の場合には、民法の定めるところにより、表決権の行使が行われることになります。

（総会の議事録）

第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- （1）日時及び場所
- （2）会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む）
- （3）開催目的、審議事項及び議決事項
- （4）議事の経過の概要及びその結果
- （5）議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印をしなければならない。

【解説】

総会が有効に成立し、かつ有効に議決されたことを証明することが、市長に規約変更認可の認可申請や告示事項変更届（代表者の交代）の提出する場合などに求められることから、議事録を作成する必要があります。

第5章 役員会

(役員会の構成)

第24条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の権能)

第25条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集等)

第26条 役員会は、区長が必要と認めるとき招集する

2 会長は役員²の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったときは、その請求があった日から30日以内に役員会を招集しなければならない。

3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(役員会の議長)

第27条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の定足数等)

第28条 役員会には、第19条、第20条、第22条及び第23条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

【解説】

地縁による団体の最高意思決定機関は総会ですが、総会を度々招集することは実際には極めて困難であることから、役員会において実務上の執行に関する事項等を決定することが会の運営上適当と考えられます。

なお、監事は会務の執行を監査する職務上、役員会の構成員になることはできず、表決権はありませんが、会議に出席したり、事業に参加することは可能です。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第29条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生じる果実
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第30条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第31条 本会の資産で第29条第1号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において〇分の〇以上の議決を要する。

2 剰余金の配分と認められる資産の処分を対象に含めることはできない。

(経費の支弁)

第32条 本会の経費は、資産を持って支弁する。

【解説】

「財産目録」は設立時及び毎年度総会で報告します(次ページ・巻末⑩参照)。財産は、流動資産・固定資産を問わず全ての資産です。「資産の構成」として、保有する具体的な動産、不動産及び金融資産を全て掲げることも可能ですが、表記のように「別に定める財産目録記載の資産」と定めるほうが簡便と考えられます。

資産を管理し、経費を支弁することは、役員会の定める方法により会長が行うこととすることが適当と考えられますが、不動産等の会の活動上重要な固定資産の処分には総会の議決を要します。総会において、処分のために総会の議決を要する資産については、予め決定しておく必要があります。

第31条第2項の規定は、平成20年12月15日総務省自治行政局行政課長通知によるものです。

【 財産目録（様式） 】

令和 年 月 日

区 分	所在数量等	金額 (評価額)	備 考
(資産の部)			
I 流動資産			
1 現金預金			
(1) 現金			
現金手許有高			
(2) 当座預金			
〇〇銀行△△支店			
(3) 普通預金			
〇〇銀行××支店			
2 未収会費			
〇〇年度会費×名			
II 固定資産			
1 土地			
2 建物			
3 構築物			
4 車両運搬具			
5 什器備品、応接セット			
6 電話加入権			
7 有価証券			
〇月〇日発行利付国債			
(〇年) 第〇回			
資産合計	A		
(負債の部)			
I 流動負債			
預り金			
II 固定負債			
長期借入金			
〇〇銀行〇〇支店			
負債合計	B		
差引正味財産 (A-B)			

(注) 1 法人設立時に、確実に法人に帰属する財産をもって作成すること。

2 備考の欄には、寄付者その他を記入すること。

(事業計画及び予算)

第33条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第34条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支決算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3か月以内に総会の承認を受けなければならない。

【解説】

通常総会は、会計年度終了後3か月以内に1回行うのが通例です。財産目録は、法第260条の4により認可を受ける時及び毎年1月から3月までの間に作成しなければならないこととされています。したがって、事業年度を設定している場合は、事業報告や決算も当該年度終了後3か月以内に総会で承認を得る必要があります。会計年度終了後から通常総会までの間の予算の執行は、実務上第33条2項のように定めておくことが適当です。

(会計年度)

第35条 本会の会計年度は、毎年〇月〇日に始まり、△月△日に終わる。

【解説】

会計年度の定め方は特に制限はありません。一般的には、4月1日から翌年3月31日までとか、1月1日からその年の12月31日までとする例が多いと思われます。

第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第36条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ妙高市長の認可を受けなければ変更することはできない。

【解説】

規約の変更は総会の専決事項となっております。規約変更をする場合は、妙高市役所地域共生課で変更箇所の確認を受けたうえで、総会にご提出ください。また、総会で議決後、「規約変更認可申請書」を提出ください。

なお、総会議決数の「4分の3以上」の定数を「2分の1以上」等に変更することは可能ですが、規約の変更は慎重であるべきです。

(解散)

第37条 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。
2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

【解説】

第37条の表記については、①破産、②認可の取り消し、③総会員の4分の3以上の同意による総会の決議、④構成員の欠乏の場合に、当該認可地縁団体は解散することとなります。なお、表記の他の解散理由を規約に定めることも可能です。

第2項の総会の議決を他の役員会等の議決をもって変えることはできません。なお、総会議決数の「4分の3」については定数を変更することは可能ですが、少数会員の意思によって解散することを可能とする規定は適当でないことに留意する必要があります。

(合併)

第38条 本会は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ、妙高市長の認可を受けなければ合併することはできない。

【解説】

令和4年の改正によって、法260条の38において、同一市町村内の認可地縁団体同士に限って、その合併が認められました。総会議決数の「4分の3」については定数を変更することは可能ですが、解散の決議と同様、少数会員の意思によって合併することを可能とする規定は適当でないことに留意する必要があります。

また、合併後の認可地縁団体が認可地縁団体の設立要件に適合するか否かを改めて確認する必要があるため、妙高市長の認可を受けなければ合併の効力は生じないこととされています。

(残余財産の処分)

第39条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

【解説】

解散した認可地縁団体の財産は、規約で指定することが可能ですが、営利法人等を帰属権利者とすることは、地縁による団体の目的に鑑み適当ではありません。

したがって、地方公共団体や当該法人以外のお認可地縁団体又は類似の目的をもつ他の公益を目的とする事業を行う法人に帰属させることが適当であると考えられます。

第8章雑則

(備付け帳簿及び書類)

第40条 本会の主たる事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(委任)

第41条 この規約に関し必要な事項は、総会の議決を経て〇〇が別に定める。

附則

- 1 この規約は、〇年〇月〇日から施行する。
- 2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第33条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 3 本会の設立初年度の会計年度は、第35条の規定にかかわらず、設立認可の日から〇年〇月〇日までとする。

【解説】

第41条において、規約施行上の細則を定める者は、会長でも役員会等でもよいのですが、必ず委任することについて総会の議決を経る必要があります。個別事項の委任ごとに議決を経る必要はありません。細則としては、「入会及び退会規則」、「会費（区費）徴収規則」、「弔慰金規則」、「会計規則」等が挙げられます。

附則第1項は、認可年月日から施行とする場合が多いと考えられます。したがって、設立初年度は事業年度及び会計年度が変則となることから、附則第2項、第3項を定めることが適当です。

④ 設立総会議事録（記入例）

令和〇〇年度〇〇自治会総会 議事録

※設立総会は、これまでの団体の規約に基づいた総会の招集方法となります。

- 1 日 時 令和〇〇年〇〇月〇〇日（ ）
午後〇〇時〇〇分～午後〇〇時〇〇分まで
- 2 場 所 〇〇集落センター
- 3 出席者 現在数 100名
出席者 90名（うち委任状提出者10名）

※認可地縁法人設立後（認可後）は、認可された規約に基づいた会員により開催する必要があります。

- 3 出席者 会員の現在数 200名
出席者 190名（うち委任状提出者100名を含む）

※認可地縁法人規約の総会定数に達していることが必要。

ただし、規約第21条第2項の規定を設けた場合、通常事項については、従来どおり世帯単位で表決することができます。

4 議事事項

- (1) 〇〇年度事業報告、会計報告（監査報告含む）について
- (2) 〇〇自治会の法人格の認可申請について
- (3) 認可申請事項の承認について
- (4) その他

5 議事の経過の概要及びその結果

- (1) 〇〇自治会長が地縁団体の認可申請について、今回の総会で議決したいことについて話し、開会のあいさつとした。
- (2) 議長に 〇〇〇〇氏を選出し、議事録署名人に 〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏の2名を選任して議事に入る。
- (3) 議題に基づき始める。
 - 1) 〇〇年度事業報告、会計報告（監査報告含む）について
これから「〇〇年度事業報告、会計報告」について議題とします。総務委員長、財務委員長、監査委員から説明をお願いします。
 - ・総務委員長、財務委員長、監査委員から説明する。

- ・「質疑」「討論」を求める。・・・
- ・これより、「〇〇年度事業報告、会計報告」の承認を求める。多数の挙手により、会員の2分の1以上の賛成が確認され、承認する。
- 2) 〇〇自治会の法人格の認可申請について
 - ・〇〇自治会副会長より説明あり。
 - ・「質疑」の後、挙手により、会員の2分の1以上の賛成が確認され、承認される。
- 3) 認可申請事項の承認について
 - ①認可申請の代表者を会長とすることについて
 - ・〇〇の説明、質疑終了後、挙手により会員の2分の1以上の賛成が確認され、承認される。
 - ②自治会規約の承認について
 - ③会員の確定について
 - ④資産の確定について
 - ⑥会長ほか役員を選出について
 - ・会長には、〇〇〇〇氏、〇〇役員には、〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏、監査には、〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏が選出され、会員の2分の1以上の賛成が確認され、承認される。
 - ⑦登記の特例制度（地方自治法第260条の38第1項）について
 - ・〇〇の説明、質疑終了後、挙手により会員の2分の1以上の賛成が確認され、承認される。

※認可地縁法人設立後（認可後）は、認可された規約に基づいて議決する必要があります。

5 議事の経過の概要及びその結果

- ・資産の処分については、規約に定められた議決に必要な会員数（例：総会員の3分の2以上）の議決が必要。
- ・規約の変更・解散及び解散のときに有する残余財産は、総会員の4分の3以上の議決が必要。

4) その他

- ・会長からその他事項の提案なし。

(4) 議長は、議題のすべてが終了したので、議長を解任させてほしい旨を話し、全会一致でこれを了承した。

以上議事録として確認します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

議 長 妙高 太郎 ㊟

議事録署名人 議事録 花子 ㊟

議事録署名人 署名 筆夫 ㊟

(署名又は記名押印)

⑤ 代表者の承諾書（記入例）

代表者の承諾書

地縁による団体の名称

妙高市役所町内会

私、妙高 太郎 は、第××回妙高市役所町内会 の総会において選任のありました

認可地縁団体 妙高市役所町内会 の代表者に、令和××年〇〇月△△日から就任することを

承諾します。

- ・認可を申請することについて議決した総会の日付等を記入してください。
- ・署名又は記名・押印してください。
- ・印鑑は、代表者の個人印のみ押印ください。

令和 年 月 日

住所 妙高市栄町5番1号

氏名 妙高 太郎



⑥ 代理人の有無（記入例）

代 理 人 の 有 無

地縁による団体の名称

名 称 妙高市役所町内会

代表者の氏名

氏 名 妙 高 太 郎

代理人の有無

(1) 有（有の場合）

代理人 氏 名 _____

住 所 _____

(2) 無

※この場合の「代理人」は地方自治法第260条の8の代理人、第260条の10の特別代理人のことを指します。特に該当がない場合は「無」に○をつけてください。

◇地方自治法

第260条の8 認可地縁団体の代表者は、規約又は総会の決議によって禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

第260条の10 認可地縁団体と代表者との利益が相反する事項については、代表者は、代表権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。

⑦ 代表者の職務執行停止の有無及び職務代行者選任の有無（記入例）

代表者の職務執行停止の有無及び職務代行者選任の有無

地縁による団体の名称

名 称 妙高市役所町内会

代表者の氏名

氏 名 妙 高 太 郎

1 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無

(1) 有

(2) 無

2 裁判所による代表者の職務代行者選任の有無

(1) 有、(有の場合)

職務代行者氏名

住所

(2) 無

※該当がない場合は「無」に○をつけてください。

⑧ 入会申込書（例）

※こちらは市へ提出する必要はありません。入会を確認するためのものです。

〇〇自治会 入会申込書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

地縁による団体「〇〇自治会」の認可申請にあたり、〇〇自治会の目的に賛同し、ここに入会の意思を明らかにします。

入会者氏名	住 所

※入会申し込みを取る際、町内会員に認可地縁団体の制度の周知を十分に行って下さい。

※名簿は認可地縁団体申請時の構成員名簿とすてしか使用しない旨を十分周知してください。

※世帯ごとに記入していただくと整理がし易いほか、個人情報の保護に有効です。

⑩ 財産目録

【 財産目録 】

年 月 日

区 分	所在数量等	金額 (評価額)	備 考
(資産の部)			
I 流動資産			
1 現金預金			
(1) 現金			
現金手許有高			
(2) 当座預金			
〇〇銀行△△支店			
(3) 普通預金			
〇〇銀行××支店			
2 未収会費			
〇〇年度会費×名			
II 固定資産			
1 土地			
2 建物			
3 構築物			
4 車両運搬具			
5 什器備品、応接セット			
6 電話加入権			
7 有価証券			
〇月〇日発行利付国債			
(〇年) 第〇回			
資産合計	A		
(負債の部)			
I 流動負債			
預り金			
II 固定負債			
長期借入金			
〇〇銀行〇〇支店			
負債合計	B		
差引正味財産 (A-B)			

(注) 1 法人設立時に、確実に法人に帰属する財産をもって作成すること。

2 備考の欄には、寄付者その他を記入すること。

⑪ 保有資産目録（例）

保有資産目録

・保有する資産がない場合は提出する必要はありません。

団体の名称 ○○○○自治会
令和 年 月 日現在

1 不動産

所有権を有する不動産

ア 建物

名 称	延床面積	所在地
○○公会堂	○○○㎡	大字○○ ○○番地
・・・	・・・	

イ 土地

地 目	面 積	所在地
山林	1 2 0 0 ㎡	大字○○ ○○番地
原野	2 0 0 0 ㎡	大字○○ ○○番地
・・・	・・・	

2 不動産に関する権利等

(1) 所有権以外の権原により保有している不動産

権 原	不動産の種類	所在地

(2) 地域的な共同活動を行うためのその他の資産

資産の種類及び数量		
1 国債 利付国債（10年）	券面金額20万円	取得価格22万円

(国債、地方債、社債等については、銘柄、券面金額及び取得金額を明記)

⑫ 保有予定資産目録（例）

保有予定資産目録

・保有予定の資産がない場合は提出する必要はありません。

団体の名称 ○○○○自治会
令和 年 月 日現在

1 不動産

不動産の種類	保有予定不動産の取得予定時期	購入等の相手方	保有予定不動産の所在地
建物	令和○年○月○日	○○ ○○	大字○○ ○○番地
...

2 不動産に関する権利等

資産の種類	権原	権原取得の予定時期
土地	地上権	令和○年○月○日

⑬ 認可地縁団体印鑑登録申請書

別記様式第1号 (第2条関係)

妙高市認可地縁団体印鑑登録申請書

登録しようとする 認可地縁団体印鑑	認可地縁団体の名称		
	認可地縁団体の 事務所の所在地		
	(登録資格)	()	生年月日
	氏名	(印)	年月日
	住所		

上記のとおり認可地縁団体印鑑の登録を申請します。

年 月 日

妙高市長 様

申請者	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 代理人	
	住所	
	氏名	(印)

(注意事項)

- 1 この申請は、本人が自ら手続きしてください。代理人による場合は、委任の旨を証する書面が必要です。
- 2 登録しようとする認可地縁団体印鑑を併せて提出してください。
- 3 登録資格者の氏名の欄には、本市において登録している個人の印鑑を押印してください。
- 4 登録資格()の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。

⑭ 認可地縁団体印鑑登録廃止申請書

別記様式第3号 (第4条関係)

妙高市認可地縁団体印鑑登録廃止申請書

廃止しようとする 認可地縁団体印鑑	認可地縁団体の名称		
	認可地縁団体の 事務所の所在地		
	(登録資格) 氏名	()	生年月日 年 月 日

上記のとおり認可地縁団体印鑑の登録の廃止を申請します。

年 月 日

妙高市長 様

申請者	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 代理人	
	住所	
	氏名	(印)

(注意事項)

- 1 この申請は、本人が自ら手続きしてください。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。
- 2 登録している認可地縁団体印鑑を亡失したときは、当市において登録している個人の印鑑を添付してください。
- 3 登録資格()の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。

⑮ 認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書

別記様式第5号 (第6条関係)

妙高市認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書

登録されている 認可地縁団体印鑑	認可地縁団体の名称		
	認可地縁団体の 事務所の所在地		
	(登録資格) 氏名	()	生年月日 年 月 日

上記のとおり認可地縁団体印鑑登録証明書 の交付を申請します。

年 月 日

妙高市長 様

申請者	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 代理人	
	住所	
	氏名	

(注意事項)

- この申請書は、本人が自ら手続きしてください。代理人による場合は、委任の旨を証する書面が必要です。
- 登録資格()の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。

⑯ 認可地縁団体告示事項証明書交付申請書

年 月 日

(申請先)

妙高市長

氏名 _____

住所 _____

認可地縁団体告示事項証明書交付請求書

地方自治法第260条の2第12項に規定する告示事項に関する証明書の交付を下記のとおり請求します。

記

1 請求に係る団体の名称

2 請求に係る団体の主たる事務所の所在地

3 証明書 _____ 通 (一通あたり350円)

⑰ 規約変更認可申請書（記入例）

年 月 日

（申請先）

妙高市長

地縁による団体の名称及び主な事業所の所在地

名 称 妙高市役所町内会

所在地 妙高市栄町5番1号

代表者の氏名及び住所

氏 名 妙高太郎

住 所 妙高市栄町10番2号

規 約 変 更 認 可 申 請 書

地方自治法第260条の3の規定により、規約の変更の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

（別添書類）

- 1 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- 2 規約変更を総会で議決したことを証する書類
- 3 変更前の規約、変更後の新しい規約

⑱ 告示事項変更届出書（記入例）

年 月 日

（届出先）

妙高市長

地縁による団体の名称及び事業所の所在地

名 称 妙高市役所町内会

所在地 妙高市栄町5番1号

代表者の氏名及び住所

氏 名 妙高太郎

住 所 妙高市栄町10番2号

告 示 事 項 変 更 届 出 書

下記の事項について変更があったので、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届出ます。

記

1、変更があった事項及びその内容

代表者の変更（変更前）○○○○ [妙高市大字○○ ○○番地]

（変更後）○○○○ [妙高市大字○○ ○○番地]

2、変更の年月日

年 月 日

3、変更の理由

代表者の任期満了による交代

⑱ 所有不動産の登記移転等に係る公告申請書

申請書様式（第二十二條の二関係）

年 月 日

妙高市長 宛て

認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

所有不動産の登記移転等に係る公告申請書

地方自治法第260条の46第1項の規定により、当認可地縁団体が所有する下記不動産について所有権の保存又は移転の登記をするため公告をしてほしいので、別添書類を添えて申請します。

記

○ 申請不動産（所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産）に関する事項

・建物

名 称	延 床 面 積	所 在 地

・土地

地 目	面 積	所 在 地

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称

住 所

（別添書類）

- 1 申請不動産の登記事項証明書
- 2 申請不動産に関し、地方自治法第260条の46第1項に規定する申請をすることについて総会で議決したことを証する書類
- 3 申請者が代表者であることを証する書類
- 4 地方自治法第260条の46第1項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料

⑳ 所有不動産の登記移転等に係る異議申出書

申請書様式（第二十二条の三関係）

年 月 日

妙高市長 宛て

異議を述べる者の氏名及び住所

氏 名

住 所

所有不動産の登記移転等に係る異議申出書

地方自治法第260条の46第2項の規定による公告に基づき、当該公告を求める申請を行った認可地縁団体が申請不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて、下記のとおり異議を述べる旨、申し出ます。

記

1 公告に関する事項

(1) 申請を行った認可地縁団体の名称

(2) 申請不動産に関する事項

・建物

名 称	延 床 面 積	所 在 地

・土地

地 目	面 積	所 在 地

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称

住 所

(3) 公告期間 令和 年 月 日～令和 年 月 日

2 異議を述べる登記関係者等の別

- 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人
- 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人
- 申請不動産の所有権を有することを疎明する者

(別添書類)

- 申請不動産の登記事項証明書
- 住民票の写し
- その他市町村長が必要と認める書類

(注) この異議申出書に記載された事項については、その後の当事者間での協議等を円滑にするため認可地縁団体に通知されます。

② 同意書（不動産の登記の移転等）（例）

同 意 書

認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

名 称

所在地

当該認可地縁団体が所有する下記不動産について所有権の保存又は移転の登記をするために、地方自治法第260条の4第1項の規定による申請を行うことについて、異議がないので同意します。

○申請不動産に関する事項

土地

地目	面積	所在地

	同意年月日	登記関係者の住所・氏名	印
1			
2			
3			
4			
5			

※登記関係者：表題部所有者又は所有権の登記名義人、表題部所有者又は所有権の相続人

② 委任状 (例)

委 任 状

〇〇自治会長 様

私は、令和〇〇年〇〇月〇〇日に開催される、〇〇自治会の総会に参加できませんので、総会における表決について、一切の権限を、代理人 に一任いたします。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

住所 氏名

※会員が未成年の場合は、法定代理人（保護者等）の同意が必要です

法定代理人の同意 氏名

※代理人欄が空欄の場合は、会長に一任とさせていただきます。

②③ 認可地縁団体解散届出書（記入例）

年 月 日

（届出先）

妙高市長

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

名称 妙高市役所町内会

所在地 妙高市栄町5番1号

代表者の氏名及び住所

氏名 妙高太郎

住所 妙高市栄町10番2号

認可地縁団体解散届出書

地方自治法第260条の20の規定により、〇〇年〇〇月〇〇日貴職から認可を受けた本地縁による団体は、下記のとおり解散したので、解散したことを証する別添書類を添えて届け出ます。

記

- 1 名称 〇〇〇自治会
- 2 区域 妙高市〇〇 〇〇番地から〇〇番地
- 3 主たる事務所の所在地 妙高市〇〇 〇〇番地
- 4 清算人の氏名及び住所
氏名
住所
- 5 解散事由
総会の決議による（解散する理由を入れる）

⑭ 認可地縁団体清算終了届出書（記入例）

年 月 日

（届出先）

妙高市長

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 妙高市役所町内会

所在地 妙高市栄町5番1号

代表者の氏名及び住所

氏 名 妙高太郎

住 所 妙高市栄町10番2号

認可地縁団体清算終了届出書

令和〇〇年〇〇月〇〇日に解散の届け出をした当団体は、令和〇〇年〇〇月〇〇日に清算が終了しましたので地方自治法第260条の33の規定により届け出ます。



すべてはその手から

SDGs 妙高
未来都市

認可地縁団体の手引き

令和6年1月改訂

妙高市 地域共生課

☎ 0255-74-0063 (直通)

☎ 0255-72-5111 (代表)
